

■こぼれる人、出ない制度に■

奥田知志さん（NPO法人「抱樸」理事長、牧師）

朝日新聞 2018年2月17日朝刊（耕論）最低限の住まいとは より

札幌市にある共同住宅で火災があり、11人が亡くなった。生活が苦しい人たちが集まる住まいや施設ではたびたび火災が起き、防火体制が議論になる。問題はそれだけなのか。



1月に火災が起きた札幌市の そしあるハイムは、「無届け施設だ」という指摘があります。「届けを出さねばならなかったのに、出していない」という批判がこめられています。的外れです。「届け出なかった」のではなく、「届け出ることができなかった」あるいは「あえて届け出なかった」のだと思います。

法律に基づき届け出が必要な施設は利用者資格が明確に決まっています。障がい認定や介護認定がなければ利用できません。つまり、制度ごとの縦割りになっています。そしあるハイムのような、40代から高齢者までいて、住まいの確保から就労支援、食事の世話、介護まで担う施設の枠組みは今の日本になく、届け出のしようがないのです。

制度の狭間（はざま）に置かれた、行き場のない人々が増えていきます。貧困だけでなく、社会参加できない、認知機能に問題がありそうだが介護保険の対象になっていない、家族と縁が切れているなどの複合的な要因を抱え困窮する人たちです。私も北九州市で無料低額宿泊所を運営していますが、公的支援はありません。縦割りで「入居者を限定する施設」ではなく「だれでも入れる施設」が必要だからです。

国の制度の枠に入れば、補助金などの支援が受けられる可能性があります。でも「だれでも引き受けられる幅広さや自由さ」は保てません。それを維持しようとして、既存の制度の枠に入らず、公的な支援を受けない民間の受け皿は数多くあります。どこも創意工夫しながら、ぎりぎりの運営を続け、スプリングローなどつけたくてもつけられない。民間の「善意の限界」が近づいているのを感じます。

今回の火災を受けて国がすべきことは、規制の強化ではなく、制度の隙間からこぼれる人が出ないように、対象者を限定しない新たな公的制度を創設することです。その際、住まいとサービス（支援）の分離を考えてほしい。従来の制度は、介護施設に住む人なら同じサービスを提供するといったように、サービスが住宅にひもつけられています。



だれもが入居できれば、年齢も抱える困難さも様々で、必要な支援も異なります。住まいをまず確保し、そこに見守りや食事の提供など、個々人が必要とするサービスを外付けしていくイメージです。

もう一つ、民間施設には残念ながら「貧困ビジネス」もあり、玉石混交です。

そしあるハイムは生活保護受給者でも月に3万円程度手元に残る良心的な価格の施設でした。一方で、食事付きと称してカップめんだけとか、生活保護費を全額徴収し、入居者が自由になるお金がない施設が問題になっています。貧困ビジネスは規制し、必要な施設を応援するルールづくりが求められています。

(聞き手・畑川剛毅)

高齢者や生活保護を受けている人が犠牲になった主な火災



高齢者や生活保護を受けている人が犠牲になった主な火災 (火災発生地、亡くなった人数)

09年 3月 高齢者施設「静養ホームたまゆら」(群馬県高崎市、10人)

10年 3月 高齢者グループホーム「みらいせんでん」(兵庫県、7人)

13年 2月 高齢者グループホーム「ベルハウス東山手」(長野県、5人)

15年 5月 簡易宿泊所2棟(兵庫県、11人)

17年 5月 生活保護の人たちが拠点としていたアパート(北九州府、6人)

8月 入居者の多くが障害者や高齢者のアパート(静岡県麻下市、5人)

18年 1月 生活困窮者の支援を目的とした共同住宅「そしあるハイム」(兵庫県、11人)

